

## 申請書提出方法及び提出書類入手先一覧 (被相続人居住用家屋等確認申請)

### ■ 共通事項

#### (1) 申請者の要件

- ①被相続人居住用家屋が市内にあること
- ②本特例制度を受けようとする相続人本人であること

※相続人が複数名(共有名義)であり、各相続人が控除の適用を受けようとする場合は、相続人ごとに申請書を作成してください。

#### (2) 申請書の提出方法

申請書は窓口<sup>に</sup>直接提出していただくか、郵送で提出してください。郵送による交付を希望する場合は、郵送料は申請者負担となりますので、110円切手を貼付した長3返信用封筒を用意し、申請してください。

#### (3) 確認書の交付

- ・市から返送する書類は「確認書」及び「被相続人居住用家屋等確認書の交付のための提出書類の確認表」です。(1名の申請につきA4判の再生紙2~4枚)
- ・申請書の提出から確認書の交付まで、通常1週間程度かかります。ただし、申請書の記載漏れや添付書類の不備等があった場合には、書類の修正、追加提出等をお願いすることがあり、確認書交付まで日数がかかることがあります。税務署への手続期限を考慮し、余裕をもって申請してください。

### ■ 提出書類

- ・複数の相続人が同時にまとめて申請する場合でも、それぞれの申請書に添付書類を添付してください。
- ・提出された書類は返却できません。また、書類のコピーもしませんので、控えはご自身で準備してください。
- ・代理人が相続人に代わって申請手続を行う場合は、委任状の添付をお願いします。複数の相続人のうち、代表者1名がまとめて手続する場合もそれぞれの申請書に委任状を添付してください。
- ・相続した家屋(譲渡の時に<sup>おいて</sup>耐震基準に適合していたものに限る)を譲渡する場合  
→【別記様式1-1】に基づき書類を提出してください。
- ・相続した家屋を取壊し、除却又は滅失後の敷地等を譲渡する場合  
→【別記様式1-2】に基づき書類を提出してください。
- ・「譲渡~譲渡の翌年2月15日の間」に、相続した家屋が耐震基準に適合することとなった場合または相続した家屋を取壊し、除却又は滅失した場合  
→【別記様式1-3】に基づき書類を提出してください。

### ■ 問合せ先・提出先

滝沢市都市整備部都市政策課 空き家担当  
住 所 〒020-0692 滝沢市中鶺鴒55番地  
電 話 019-656-6542 (直通)



### 【提出書類入手先一覧】

	書類名称	留意事項	入手先・備考
1	被相続人居住用家屋等確認申請書（様式1-1、1-2、1-3）	記載例を参考に記入してください。	・市HP ・市都市政策課窓口
2	被相続人の除票住民票の写し（原則コピー不可）	被相続人が老人ホーム等へ入所した後、別の老人ホーム等に転居し亡くなった場合は、被相続人の戸籍の附票の写しも添付	【除票住民票】 被相続人が最後に住民登録していた市町村  【戸籍の附票】 被相続人の本籍が置いてあった市町村
3	当該家屋の相続人の住民票の写し（原則コピー不可）	<p>・住民票の写しでは相続開始の直前の住所が確認できない場合や、相続人が、被相続人の亡くなる直前（老人ホーム等に入所していた場合は入所直前）から2回以上転居している場合には、相続人の戸籍の附票の写しも添付</p> <p>・当該家屋を相続した相続人が複数いる場合は、すべての相続人の住民票の写しを添付</p> <p>・<u>被相続人が亡くなった時（老人ホーム等に入所していた場合は入所の時）から、相続人のうち1人でも当該家屋に居住していた期間がある場合は、本特例制度を受けることができません。</u></p>	<p>【住民票】 相続人が住民登録している市町村</p> <p>【戸籍の附票】 相続人の本籍が置いてある市町村</p>
4	当該家屋及びその敷地の登記事項証明書等（原則コピー不可）	登記事項証明書の提出が難しい場合は換価分割の場合は、遺産分割協議書等でも可	法務局
5	家屋取壊し後の閉鎖事項証明書（原則コピー不可）	閉鎖事項証明書の提出が難しい場合は、家屋の除却工事に係る請負契約書の写し等の除却時期及び除却対象を確認できる書類でも可	法務局
6	耐震基準適合証明書又は建設住宅性能評価書、工事請負契約書、事費用の請求書や領収書等のコピー	当該家屋が耐震基準に適合することとなった日が確認できるもの	耐震改修工事の施工業者等
7	電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類	各供給事業者が発行する使用停止、閉栓、契約廃止、メーター撤去等の証明書、料金請求書、領収書（使用中止日、場所、名前がわかるもの）等 ※相続時から譲渡時までの間に閉栓、契約廃止等がなされていることが確認できるもの	各供給事業者（市の水道を使用していた場合は、市経営課）

8	相続人と当該家屋の媒介契約を締結した宅地建物取引業者が、当該家屋の現況が空き家であることを表示して広告していることを証する書面	宅地建物取引業者が作成した広告チラシやホームページを印刷したもの	宅地建物取引業者
9	当該家屋及びその敷地等が、相続の時から譲渡の時まで、事業、貸付け、居住が行われていなかったことを認めることができる書類	滝沢市シルバー人材センターに空き家等管理業務を依頼していた場合の請書等	—
10	被相続人が要介護・要支援認定、障害支援区分の認定を受けていたことまたはその他これらに類することを証する書類等	介護保険法の被保険者証の写し又は障害者総合支援法の障害福祉サービス受給者証の写し等（その他要介護認定等の決定通知書、市町村作成の要介護認定等を受けたことを証する書類、要介護認定等に関する情報を含む老人ホーム等の記録等）	紛失等した場合は、交付市町村担当課
11	老人ホーム等の名称・所在地・施設の種類の確認できる書類	入所時の契約書等 ※被相続人が老人ホーム等へ入所した後、複数の施設に移転し亡くなった場合は、全ての施設の契約書等	入所施設
12	入所後から亡くなる直前まで、被相続人が当該家屋を一定使用し、かつ、事業、貸付け、被相続人以外の居住が行われていなかったことを証する書類	（ア）電気、水道又はガスの使用中止日（閉栓日、契約廃止日等）が確認できる書類 （イ）老人ホーム等が保有する外出、外泊等の記録 （ウ）その他要件を満たしていることを容易に認めることができるような書類 【例】当該家屋を宛先住所とする被相続人宛の郵便物、滝沢市シルバー人材センターに空き家等管理業務を依頼していた場合の請書、不動産所得がないことが確認できる住民税の証明書等	（ア）6の①と同様 （イ）入所施設